

株主各位

神奈川県川崎市高津区坂戸三丁目2番1号
オンコセラピー・サイエンス株式会社
代表取締役社長 森 正 治

第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第14回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月19日（金曜日）当社営業時間終了の時（午後6時）までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月22日（月曜日）午前10時00分
午前9時15分に開場いたします。
2. 場 所 横浜市西区みなとみらい一丁目1番1号
パシフィコ横浜
会議センター1階 メインホール
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。）
3. 目的事項
報告事項 1. 第14期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第14期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

議案

当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続導入の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承いただきますようお願い申し上げます。

◎株主様でない代理人及びご同伴の方など、株主以外の方は株主総会にご出席いただけませんので、ご注意くださいようお願いいたします。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社のウェブサイト（<http://www.oncotherapy.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

第 14 期

(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 全般的状況

当社は、シカゴ大学中村祐輔教授の当社特別科学顧問就任及び新経営体制発足後、低分子医薬、がん特異的ペプチドワクチン、抗体医薬の3領域において戦略的に研究開発を進展させて参りました。

【低分子医薬】

がん幹細胞の維持に重要な分子である MELK (Maternal Embryonic Leucine zipper Kinase) を標的とした OTS167 については、標準療法不応の固形がんに対する第 I 相臨床試験を米国にて実施中で、プロトコールに従って初期安全性を確認し、引き続き用量を増やした臨床試験を進めております。現時点までに、重篤な副作用はなく順調に試験が経過しております。OTS167 は動物実験で乳がん、肺がん、前立腺がん、膵臓がんなどに対し、強力な腫瘍増殖抑制効果を確認しています。今後、効果・市場性などを勘案の上、適切ながん種を対象として開発を行って参ります。

また、細胞分裂に重要ながん特異的新規標的分子 (TOPK) に対する最終化合物を同定しております。動物実験で、がんの消失等顕著な結果が得られたことから、早期の臨床試験開始を目途に、製剤化検討及び非臨床試験を進めております。

これらに加え、リン酸化酵素以外の複数の新規標的分子 (糖転移酵素・メチル化転移酵素など) に対するリード化合物を同定しており、現在、それらの最適化を進めております。

これらの低分子医薬候補物質の研究開発を強力に推進して参ります。

【がん特異的ペプチドワクチン】

がん特異的ペプチドワクチンにつきましては、新経営体制発足後、提携先製薬企業との戦略的対話を

促進し、提携先が実施する臨床開発の側面支援、後方支援を強化して参りました。

塩野義製薬株式会社とは、当社がライセンスアウトしているがん特異的ペプチドワクチンS-588410の臨床開発を支援する目的で、食道がん患者さんを対象とした第Ⅲ相臨床試験実施に関する覚書を締結しており、塩野義製薬株式会社が独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)に治験届を提出し、臨床試験を開始しております。なお、S-588410の食道がん第Ⅲ相臨床試験のほか、塩野義製薬株式会社は、膀胱がんを対象としたS-588410は日欧で第Ⅱ相臨床試験を、頭頸部がんを対象としたS-488210は欧州で第Ⅰ/Ⅱ相臨床試験を実施しており、加齢黄斑変性症治療用ペプチドワクチンS-646240につきましては国内において第Ⅱa相臨床試験を完了しております。

さらに、がん免疫療法においての最先端の取組みとして、当社は、シカゴ大学医学部中村祐輔研究室において開発された、「次世代シーケンサーを用いてT細胞受容体(T Cell Receptor ; TCR)を解析する方法」を導入し、当社ワクチン事業を科学的エビデンスを重視して推進するとともに、製薬企業、医療機関、研究機関等に対してTCR解析サービスを提供する事業を開始することを決定いたしました。当社が導入するTCR解析方法は、血液中およびがん組織や腹水・胸水中のT細胞の変化をモニタリングすることが可能であり、数百万から1千万種類のT細胞に相当するTCRの情報を迅速に提供することができます。また、B細胞受容体(B Cell Receptor ; BCR)の解析、さらに、がん分野のみならず、自己免疫疾患・薬剤や食物アレルギー・感染症時の免疫細胞の変化などを調べることに応用可能です。当社は、シカゴ大学と連携し、世界で最先端のTCR解析技術を開発し、ワクチン療法などの患者さんの選択や治療経過のモニタリングを実施すると共に、TCR解析の研究開発と事業化によって、医療への貢献を図っていくことにしたいと考えております。

【抗体医薬】

がん治療用抗体OTSA101 については、肉腫治療の世界的権威であり、欧州がん研究・治療機構(European Organization for Research and

Treatment of Cancer : EORTC) 元会長のJean-Yves Blay 教授主導のもと、軟部肉腫の1種である滑膜肉腫に対する第I相臨床試験を実施しており、これまでに重篤な副作用もなく臨床開発を行っております。なお OTSA101 は、欧州委員会 (European Commission) 及び米国食品医薬品局 (FDA) より、軟部肉腫に対するオーファンドラッグ (希少疾病用医薬品) に指定されております。第I相臨床試験終了を視野に入れ、有効性を検証するための次相臨床試験デザインの検討を行っております。

これらの結果、当連結会計年度における連結事業収益につきましては、提携先製薬企業からのマイルストーン、開発協力金および研究協力金などの受領により、769百万円 (前期比247百万円の減少) となりました。

また、医薬品候補物質等の基礎研究、創薬研究の継続的な実施による研究開発費用の計上に加え、主として、低分子医薬、がん特異的ペプチドワクチン、抗体医薬の3つの領域についての臨床開発進展による費用計上を主な要因として、連結営業損失は1,962百万円 (前期は3,785百万円の損失)、連結経常損失は1,939百万円 (前期は3,767百万円の損失)、連結当期純損失は1,334百万円 (前期は3,676百万円の損失) となりました。

② 研究開発の状況

当社グループは、元東京大学医科学研究所ヒトゲノム解析センター長（現、シカゴ大学教授）中村祐輔教授と共同で、ほぼ全てのがんを対象とした網羅的な遺伝子発現解析等を実施し、既に多くのがん治療薬開発に適した標的分子を同定しております。また、それらの標的に対し、低分子医薬、がん特異的ペプチドワクチン、抗体医薬等の、各領域における創薬研究を積極的に展開し、これら創薬研究の成果を基にした複数の臨床試験を実施しており、臨床試験準備中の医薬品候補物質も複数有しております。

なお、平成27年3月31日現在、当社は全世界で268件の特許を取得しております。

<基礎研究領域>

創薬ターゲットの特定等を行う基礎研究領域においては、ヒト全遺伝子の遺伝子発現パターンを網羅的に検索できるcDNAマイクロアレイ（※1、※2）のシステムによる大腸がん、胃がん、肝臓がん、非小細胞肺癌、小細胞肺癌、食道がん、前立腺がん、膵臓がん、乳がん、腎臓がん、膀胱がんおよび軟部肉腫等について発現解析が終了しております。これらの発現解析情報からがんで発現が高く正常臓器では発現がほとんどない遺伝子を選択し、更に機能解析により、がん細胞の生存に必須な多数の遺伝子を分子標的治療薬の標的として同定しております。

<創薬研究領域>

医薬品候補物質の同定及び最適化を行う創薬研究領域においては、医薬品の用途毎に、より製品に近い研究を積極的に展開しております。

低分子医薬につきましては、7種のがん特異的タンパク質を標的とする創薬研究を進めております。そのうち1種の標的であるリン酸化酵素（キナーゼ）については、米国にて第Ⅰ相臨床試験を実施中です。（詳細は、以下、<医薬開発領域>【低分子医薬】をご覧ください。）他の1種のリン酸化酵素については、これまでに得た高活性化合物に基づきリード最適化作業を進め、in vivo（※3）で強力な腫瘍増殖抑制効果を示すOTS964等複数の高活性化合

物を同定しております。これらについては、医薬品開発候補化合物として臨床開発する為のより詳細な薬効薬理・薬物動態・毒性試験を進めております。さらに、別の3種の標的酵素タンパク質に関して、これまでの構造活性相関研究による新規化合物合成の結果得られた多数の高活性化合物に基づきリード最適化作業を進め、より高活性の新規化合物を得るとともに、それらの有望化合物に対してin vivoでの薬効試験を実施中です。また、さらに別の2種の標的タンパク質に関して、大規模化合物ライブラリのスクリーニングから得た高活性化合物骨格につき、リード化合物獲得に向けた新規化合物合成と構造活性相関研究を進めております。

がん特異的ペプチドワクチンにつきましては、これまでに日本人および欧米人に多く見られるHLA-A*24:02およびA*02:01を中心に、大腸がん、胃がん、肺がん、膀胱がん、腎臓がん、膵臓がん、乳がんおよび肝臓がんなどを標的とした計43遺伝子を対象としたペプチドワクチンを既に同定しておりますが、それら以外にもA*11:01, A*33:03, A*01:01およびA*03:01など、様々なHLAに対応したより多くのエピトープペプチドのスクリーニングを実施しております。さらに、塩野義製薬株式会社と、ペプチドワクチンの迅速かつ確実な創薬化を目指した共同研究を実施しております。

抗体医薬につきましては、3分子に絞り込んだ治療標的となるがん特異的抗原について、マウスモノクローナル抗体ならびにキメラ抗体のがん治療用抗体としての評価を行っております。1標的については、放射性同位体で標識した抗体の第Ⅰ相臨床試験をフランスで実施しております。（詳細は、以下、＜医薬開発領域＞【抗体医薬】をご覧ください。）残りの2標的については、放射性同位体で標識した抗体を担がんマウスに投与することで、高い治療効果が得られることが判明しております。これらの抗体については臨床開発を視野に入れた抗腫瘍効果の検討および安全性の評価を進めております。

このように、独創的な分子標的治療薬の創製を目指した創薬研究を、積極的に展開しております。

＜医薬開発領域＞

医薬開発領域においては、当社グループ独自で、ならびに複数の製薬企業との提携による開発を、以下の通りそれぞれ進めております。

【低分子医薬】

がん幹細胞の維持に重要な分子である MELK (Maternal Embryonic Leucine zipper Kinase) を標的とした OTS167 については、標準療法不応の固形がんに対する第Ⅰ相臨床試験を米国にて実施中で、プロトコールに従って初期安全性を確認し、引き続き用量を増やした臨床試験を進めております。現時点までに、重篤な副作用はなく順調に試験が経過しております。OTS167 は動物実験で乳がん、肺がん、前立腺がん、膵臓がんなどに対し、強力な腫瘍増殖抑制効果を確認しています。今後、効果・市場性などを勘案の上、適切ながん種を対象として開発を行って参ります。

また、細胞分裂に重要ながん特異的新規標的分子 (TOPK) に対する最終化合物を同定しております。動物実験で、がんの消失等顕著な結果が得られたことから、早期の臨床試験開始を目途に、製剤化検討及び非臨床試験を進めております。

【がん特異的ペプチドワクチン】

がん特異的ペプチドワクチンにつきましては、新経営体制発足後、提携先製薬企業との戦略的対話を促進し、提携先が実施する臨床開発の側面支援、後方支援を強化して参りました。

塩野義製薬株式会社とは、当社がライセンスアウトしているがん特異的ペプチドワクチン S-588410 の臨床開発を支援する目的で、食道がん患者さんを対象とした第Ⅲ相臨床試験実施に関する覚書を締結しており、塩野義製薬株式会社が独立行政法人医薬品医療機器総合機構 (PMDA) に治験届を提出し、臨床試験を開始しております。なお、S-588410 の食道がん第Ⅲ相臨床試験のほか、塩野義製薬株式会社は、膀胱がんを対象とした S-588410 は日欧で第Ⅱ相臨床試験を、頭頸部がんを対象とした S-488210 は欧州で第Ⅰ/Ⅱ相臨床試験を実施しており、加齢黄斑変性症治療用ペプチドワクチン S-646240 につきましては国内において第Ⅱa 相臨床試験を完了しております。

大塚製薬株式会社と提携しておりますペプチドワクチンの開発については、大塚製薬株式会社が大腸がんペプチドワクチンについて、第Ⅰ相臨床試験を実施しております。

小野薬品工業株式会社と提携しております、がん特異的ペプチドワクチンONO-7268MX1ならびにONO-7268MX2については、小野薬品工業株式会社が肝細胞がんを対象とした第Ⅰ相臨床試験を実施しております。

また、当社独自の臨床開発としまして、胃がんに対する治療用カクテルワクチンOTSGC-A24を、アジア国際共同医師主導治験として、シンガポール、日本及び韓国において、第Ⅰ/Ⅱ相臨床試験を実施しております。

さらに、がん免疫療法における最先端の取組みとして、当社は、シカゴ大学医学部中村祐輔研究室において開発された、「次世代シーケンサーを用いてT細胞受容体(T Cell Receptor ; TCR)を解析する方法」を導入し、当社ワクチン事業を科学的エビデンスを重視して推進するとともに、製薬企業、医療機関、研究機関等に対してTCR解析サービスを提供する事業を開始することを決定いたしました。当社が導入するTCR解析方法は、血液中およびがん組織や腹水・胸水中のT細胞の変化をモニタリングすることが可能であり、数百万から1千万種類のT細胞に相当するTCRの情報を迅速に提供することができます。また、B細胞受容体(B Cell Receptor ; BCR)の解析、さらに、がん分野のみならず、自己免疫疾患・薬剤や食物アレルギー・感染症時の免疫細胞の変化などを調べることににも応用可能です。当社は、シカゴ大学と連携し、世界で最先端のTCR解析技術を開発し、ワクチン療法などの患者さんの選択や治療経過のモニタリングを実施すると共に、TCR解析の研究開発と事業化によって、医療への貢献を図っていくことにしたいと考えております。

【抗体医薬】

がん治療用抗体OTSA101 については、肉腫治療の世界的権威であり、欧州がん研究・治療機構(European Organization for Research and Treatment of Cancer : EORTC) 元会長のJean-Yves

Blay 教授主導のもと、軟部肉腫の1種である滑膜肉腫に対する第Ⅰ相臨床試験を実施しており、これまでに重篤な副作用もなく臨床開発を行っております。なお OTSA101 は、欧州委員会 (European Commission) 及び米国食品医薬品局 (FDA) より、軟部肉腫に対するオーファンドラッグ (希少疾病用医薬品) に指定されております。第Ⅰ相臨床試験終了を視野に入れ、有効性を検証するための次相臨床試験デザインの検討を行っております。

また、当社連結子会社であるイムナス・ファーマ株式会社が協和発酵キリン株式会社にライセンスアウトしております抗アミロイドβ (Aβ) ペプチド抗体KHK6640については、協和発酵キリン株式会社が、アルツハイマー病に対する第Ⅰ相臨床試験を欧州にて実施しており、平成27年4月に、日本におきましても第Ⅰ相臨床試験が開始されております。

〔用語解説〕

(※1) mRNA、RNA、cDNA

RNAはリボ核酸、mRNAはRNAのうち、メッセンジャーすなわち「伝令」の役割をするものであります。人間の体は約60兆個の細胞によって作られていますが、体の構造や働きはおもにタンパク質によって決まっております。そのタンパク質の設計図は遺伝子であり、そして、遺伝子の本体はDNAであります。このDNAは細胞の核の中にある染色体に存在しておりますが、タンパク質は設計図であるDNAから直接作られるのではなく、一旦、DNAからRNAが作られ、そのRNAが翻訳されてタンパク質となります。この一旦作られるRNAを「伝令」すなわちメッセンジャーRNA (mRNA) といいます。つまり、遺伝子情報の流れはDNA→mRNA→タンパク質というようになっております。cDNAは、mRNA から逆転写酵素を用いた逆転写反応によって合成されたDNAで、イントロンを含まない状態の遺伝子 (塩基配列) を知ることができることから、遺伝子のクローニングに広く利用されております。

(※2) マイクロアレイ

小さな基盤上に非常に高密度にDNAを配置し、それらを手がかりに大量の遺伝子情報を獲得することを目的として開発されたシステム。現在、遺伝子発現情報の解析において有用なものであると考えられております。

(※3) in vivo

in vitro とは対比的に用いられ「体の中で」を意味する医学・化学用語です。一般に生体内 (主に実験動物) での実験的検証を意味します。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は40,815千円であり、この内訳は主に設備の拡充および特許を受ける権利の維持に係る費用によるものであります。

建物	19,360	千円
工具器具および備品	10,152	〃
特許権	10,121	〃
ソフトウェア	1,182	〃

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループは、対処すべき課題を以下のように考えております。

① 基礎研究の継続的な実施

当社グループは平成13年から平成25年にかけて東京大学医科学研究所との共同研究により、ほぼ全てのがんを対象とした網羅的な遺伝子発現解析等を実施し、多くのがん治療薬開発に適した標的分子を同定いたしました。現在、それらの標的に対する創薬研究を積極的に展開し、これら創薬研究の成果を基にした複数の臨床試験を実施中または準備中の医薬品候補物質を多数有しております。

基礎研究の継続的な実施は当社グループ事業の将来にかかる重要課題の一つとして認識しており、シカゴ大学と進めております共同研究「新たながん治療標的の探索研究」等、今後も当社独自および共同研究等による研究体制の充実と円滑な推進のための対応を図っていく方針であります。

② 創薬研究の確実な推進

当社グループは基礎研究の成果をもとに、臨床応用を目指して低分子医薬、がん特異的ペプチドワクチン、抗体医薬等の創薬研究を実施し、ファースト・イン・クラスの創薬を目指します。

③ 臨床開発の確実かつ迅速な推進

当社グループは、「有効性が高く、より副作用の少ないがん治療薬・治療法を一日も早くがんに苦しむ患者さんに届けること、がんとの闘いに勝つこと」を企業使命とし、国内外において、当社グループ独自で複数の臨床試験を行っており、各提携先製薬企業とも共同で臨床試験を行っております。当社グループは、非臨床試験データに基づいた適応症の選択を行い、臨床開発を確実かつ迅速に推進させてゆく方針です。

④ 新規提携先の開拓および既存提携先との提携事業の確実な推進

当社グループは、一日も早くがん治療薬を上市することを企業使命とし、今後とも新規提携先を積極的に開拓するとともに、提携先製薬企業との戦略的対話を促進し、提携先が実施する臨床開発の側面支援、後方支援を強化することにより提携事業を確実かつ迅速に進め、一日も早く当社グループの医薬品候補化合物の上市を目指します。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第11期 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	第12期 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)	第13期 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)	第14期 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで) (当連結会計年度)
事業収益	6,223百万円	3,277百万円	1,017百万円	769百万円
経常利益又は 経常損失(△)	1,255百万円	△1,113百万円	△3,767百万円	△1,939百万円
当期純利益又は 当期純損失 (△)	726百万円	△1,103百万円	△3,676百万円	△1,334百万円
1株当たり 当期純利益又は 当期純損失 (△)	3,476円64銭	△5,113円65銭	△28円20銭	△9円9銭
総資産	12,718百万円	11,543百万円	18,579百万円	16,608百万円
純資産	11,288百万円	10,357百万円	17,783百万円	16,063百万円
1株当たり 純資産	49,209円08銭	43,398円39銭	113円95銭	105円22銭

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)」は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 「1株当たり純資産」は、期末発行済株式総数により算出しております。
3. 平成25年10月1日付けで普通株式1株につき普通株式500株の割合で株式分割を行っています。第13期の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第11期 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	第12期 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)	第13期 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)	第14期 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで) (当期)
事業収益	6,062百万円	3,277百万円	867百万円	569百万円
経常利益又は 経常損失(△)	1,214百万円	△1,051百万円	△3,872百万円	△2,122百万円
当期純利益又は 当期純損失 (△)	745百万円	△1,050百万円	△3,821百万円	△1,826百万円
1株当たり 当期純利益又は 当期純損失 (△)	3,563円59銭	△4,868円13銭	△29円31銭	△12円44銭
総資産	12,822百万円	11,736百万円	18,571百万円	16,243百万円
純資産	11,401百万円	10,555百万円	17,786百万円	15,720百万円
1株当たり 純資産	50,270円42銭	44,712円99銭	114円95銭	102円89銭

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)」は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 「1株当たり純資産」は、期末発行済株式総数により算出しております。
3. 平成25年10月1日付けで普通株式1株につき普通株式500株の割合で株式分割を行っています。第13期の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産を算定しております。

(10) 主要な事業内容（平成27年 3 月31日現在）

当社グループは、大学や外部研究機関との共同研究等によって得られた成果、すなわち網羅的遺伝子解析により、がん細胞において高頻度に高発現し、正常細胞ではほとんど発現していないがん関連遺伝子情報およびがん関連遺伝子が作りだすタンパク質、その他の遺伝子産物の機能解析情報等を活用し、がん治療薬の上市を目指して、低分子医薬、がん特異的ペプチドワクチン、抗体医薬等の創薬研究を実施しております。当社は、これら創薬研究の結果得られた医薬品候補物質を、当社グループ独自でまたは提携先製薬企業と共同で、臨床開発を実施するなど、医薬品に関する研究開発事業を行っております。

(11) 主な事業所（平成27年 3 月31日現在）

① 当社 本社 神奈川県川崎市高津区坂戸三丁目2番1号

② 子会社 イムナス・ファーマ株式会社

本社 神奈川県川崎市高津区坂戸三丁目2番1号

Laboratoires OncoTherapy Science
France S.A.R.L.

本社 フランス共和国リヨン市

(12) 従業員の状況（平成27年 3 月31日現在）

① 企業集団の従業員数

従業員数	前期末比増減
55 名	△21 名

(注) 1. 従業員には臨時従業員13名は含まれておりません。
2. 従業員の減少は、自己都合退職によるものです。

② 当社の従業員数

区分	従業員数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
男子	25 名	△9 名	39.2 歳	5.8 年
女子	28 名	△13 名	36.6 歳	7.6 年
計または平均	53 名	△22 名	37.8 歳	6.7 年

(注) 1. 従業員には臨時従業員13名は含まれておりません。
2. 従業員の減少は、自己都合退職によるものです。

(13) 重要な親会社及び子会社の状況

(平成27年 3 月31日 現在)

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議決権比率	主要な事業内容
(子会社) イムナス・ファーマ 株式会社	千円 100,000	% 100.0	抗体医薬の研究 開発
Laboratoires OncoTherapy Science France S. A. R. L.	2,100 (千ユーロ)	100.0	抗体医薬をはじ めとしたがん治 療薬の研究開発

(14) 主要な借入先

該当事項はありません。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成27年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 385,000,000株

(2) 発行済株式の総数 146,972,000株

(3) 株主数 44,526名
(前期末比 10,240名増)

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
中村祐輔	12,511,000株	8.51%
特定有価証券信託受託者 株式会社 SMBC 信託銀行	7,300,000株	4.96%
中鶴修一	5,850,000株	3.98%
古川洋一	5,250,000株	3.57%
株式会社 SBI 証券	3,585,700株	2.43%
荒川博文	2,500,000株	1.70%
マネックス証券株式会社	1,564,751株	1.06%
野村證券株式会社	1,402,900株	0.95%
日本証券金融株式会社	1,353,000株	0.92%
田中徹	1,000,000株	0.68%

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している新株予約権等の状況

(平成27年3月31日現在)

新株予約権の数 1,693個
 目的となる株式の種類及び数 普通株式 846,500株
 取締役、監査役の保有する新株予約権の区分合計

	回次	新株予約権 の行使価額	行使期間	新株予約権 の数	目的となる株式 の種類及び数	保有 者数
取締役 (社外取締役を除く)	第17回	59,000円	平成21年9月27日から 平成29年9月25日まで	495個	普通株式 247,500株	1名
	第22回	153,500円	平成23年6月27日から 平成31年6月25日まで	200個	普通株式 100,000株	1名
	第24回	160,500円	平成24年6月5日から 平成32年6月3日まで	120個	普通株式 60,000株	1名
	第26回	144,500円	平成25年6月14日から 平成33年6月10日まで	120個	普通株式 60,000株	1名
	第28回	116,500円	平成26年6月19日から 平成34年6月15日まで	110個	普通株式 55,000株	1名
社外 取締役	第22回	153,500円	平成23年6月27日から 平成31年6月25日まで	80個	普通株式 40,000株	1名
	第24回	160,500円	平成24年6月5日から 平成32年6月3日まで	30個	普通株式 15,000株	1名
監査役	第14回	161,000円	平成19年6月30日から 平成27年6月29日まで	238個	普通株式 119,000株	1名
	第22回	153,500円	平成23年6月27日から 平成31年6月25日まで	300個	普通株式 150,000株	1名

(2) 当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 新株予約権の行使の条件

被付与者が取締役、監査役、または使用人の地位にある、また社外協力者については当社への協力関係を維持していること。

(4) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(平成27年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	森 正 治	イムナス・ファーマ株式会社代表取締役 Laboratories OncoTherapy Science France S.A.R.L. Gerant (代表)
取 締 役	山 本 和 男	管理本部長 イムナス・ファーマ株式会社取締役
取 締 役	片 桐 豊 雅	徳島大学疾患プロテオゲノム研究 センターゲノム制御分野教授 イムナス・ファーマ株式会社取締役
取 締 役	藤 岡 知 昭	岩手医科大学名誉教授
取 締 役	小 峰 雄 一	公認会計士
常勤監査役	中 鶴 修 一	イムナス・ファーマ株式会社監査役
監 査 役	高 木 美也子	日本大学総合科学研究所教授
監 査 役	田 島 照 久	公認会計士

- (注) 1. 取締役のうち、片桐豊雅氏、藤岡知昭氏及び小峰雄一氏は、「会社法第2条第15号」に定める社外取締役であります。
2. 監査役のうち、高木美也子氏及び田島照久氏は、「会社法第2条第16号」に定める社外監査役であります。
3. 監査役のうち、高木美也子氏を、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
4. 取締役のうち、森正治氏、藤岡知昭氏及び小峰雄一氏は平成26年9月24日開催の臨時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
5. 取締役のうち、山本和男氏は平成26年7月15日から9月24日までの間、代表取締役を務めました。
6. 角田卓也氏は、平成26年7月15日に代表取締役を、平成26年9月24日開催の臨時株主総会終結の時をもって取締役を、辞任により退任いたしました。なお、当社連結子会社であるイムナス・ファーマ株式会社ならびに Laboratories OncoTherapy Science France S.A.R.L. の代表取締役、取締役、Gerant (代表) についても辞任により退任しております。
7. 監査役のうち、田島照久氏は平成26年9月24日開催の臨時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
8. 監査役の田島照久氏ならびに元監査役の小峰雄一氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
9. 小峰雄一氏は、平成26年9月24日開催の臨時株主総会終結の時をもって辞任により監査役を退任いたしました。

10. 代表取締役社長森正治氏、取締役山本和男氏、片桐豊雅氏ならびに監査役中鶴修一氏が兼職しておりますイムナス・ファーマ株式会社は当社連結子会社であります。
11. 代表取締役社長森正治氏が兼職しております、Laboratories OncoTherapy Science France S.A.R.L. は当社連結子会社であります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役	6名	37,389 千円
監査役	4名	12,100 千円
合計	10名	49,489 千円

- (注) 1. 上記報酬等の額には、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度費用計上額（取締役 2,702 千円）を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は、平成16年6月29日開催の定時株主総会決議において年額150,000千円以内となっております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成13年4月6日開催の臨時株主総会決議において年額30,000千円以内となっております。
4. 取締役及び監査役の報酬限度額には、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額は含まれておりません。
5. 上記報酬等の額には、使用人兼務取締役に対する使用人分給与は含まれておりません。
6. 上記支給人員及び報酬等の額には平成26年9月24日臨時株主総会終結の時をもって辞任により退任した取締役1名を含みます。また、同株主総会終結の時をもって監査役を退任し取締役に就任した1名は、上記区分の取締役及び監査役両方の支給人員及び報酬等の額に含みます。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

取締役片桐豊雅氏は、徳島大学疾患プロテオゲノム研究センターゲノム制御分野教授であり、当社は徳島大学との間に共同研究契約の取引関係があります。

取締役藤岡知昭氏は、岩手医科大学の名誉教授であり、当社は岩手医科大学との間に特別な関係はありません。

監査役高木美也子氏は、日本大学総合科学研究所の教授であり、当社は日本大学総合科学研究所との間に特別な関係はありません。

② 取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

区 分	氏 名	主な活動内容
取 締 役	片 桐 豊 雅	当期開催された取締役会13回全回に出席しております。当社研究内容に精通し、主に研究者としての専門的見地から適宜発言が行われ、適切な意見の表明がありました。
取 締 役	藤 岡 知 昭	平成26年9月24日の就任後に開催された取締役会7回全回に出席しております。当社研究内容に精通し、主に医師ならびに研究者としての専門的見地から適宜発言が行われ、適切な意見の表明がありました。
取 締 役	小 峰 雄 一	当期開催された取締役会13回中12回に出席しております。当社業務に精通し、主に公認会計士としての専門的見地から適宜発言が行われ、適切な意見の表明がありました。
監 査 役	高 木 美也子	当期開催された取締役会13回全回、また当期開催された監査役会11回全回に出席し、当社企業活動に関する豊富な見識から適宜発言が行われ、適切な意見の表明がありました。
監 査 役	田 島 照 久	平成26年9月24日の就任後に開催された取締役会7回全回、監査役会6回全回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から適宜発言が行われ、適切な意見の表明がありました。

- (注) 1. 取締役小峰雄一氏の取締役会出席状況は、平成26年9月24日臨時株主総会開催前の、社外監査役としての取締役会出席も含めております。
2. 取締役小峰雄一氏は、社外監査役として平成26年9月24日臨時株主総会開催前の監査役会5回全回に出席し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言が行われ、適切な意見の表明がありました。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役及び各監査役のいずれも100万円または法令に規定される最低責任限度額のいずれか高い額としております。

④ 報酬等の総額

	支給人員	報酬等の額
社外役員の報酬等の総額	6 名	10,400 千円

⑤ 当社子会社から役員として受けている報酬等の総額

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

- ① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 20,500 千円
- ② 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額 - 千円
- ③ 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 20,500 千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人が法令・定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように平成20年3月24日取締役会決議において「コンプライアンス基本規程」及び「企業行動基準」を定めておりますが、平成22年9月27日開催の取締役会決議において、その徹底を図るため一部改訂し、引き続き啓蒙活動を実施しております。また、「内部通報規程」を整備し、不正行為等の早期発見を図るものいたします。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書保管管理規程」を整備し、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することいたします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクに備え「リスク管理規程」を設け、事業リスクその他の個別リスクに対する管理システムを整備し、適切な運営を図ることとします。

不測の事態が発生した場合には、社長指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整えることといたします。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとします。取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めることといたします。

(5) 会社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

会社及びグループ企業での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達などが効率的に行われるべく「関係会社管理規程」を整備し運用することといたします。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会が必要とした場合、監査役会の職務を補佐する使用人を置くものとします。なお、使用人の任命、異動、評価、懲戒は、監査役会の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保することといたします。

**(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制
その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の
監査が実効的に行われることを確保するための体制**

取締役及び使用人は、業務または業績に与える重要な事項について監査役に報告するものとし、職務の執行に関する法令違反、定款違反及び不正行為の事実、または損害を及ぼす事実を知ったときは、遅滞なく報告するものとします。なお、前記に関わらず、監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることといたします。

監査役は、必要に応じて会計監査人、弁護士その他の専門家と相談し、重要な改善策を取締役会等に具申することといたします。

(8) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しており、経営成績及び財政状態を勘案しつつ利益配当を検討してまいりたいと考えております。しかしながら現時点では将来のがん治療薬の上市に向け、基礎研究、創薬研究ならびに医薬品の開発を継続的に実施する段階にあるため、当面は内部留保に努め、研究開発資金の確保を優先しております。

なお、剰余金配当は株主の皆様の意見を反映できるよう株主総会において決定することとしております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針について

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保、向上していくことを可能にするものであるべきと考えています。

当社は、金融商品取引所に株式を上場していることから、当社株式の取引は、株主、投資家の自由意思に委ねるのが原則であり、大規模買付行為がなされた場合においても、当社の企業価値・株主共同の利益の確保、向上に資するものである限り、これをすべて否定するものではありません。最終的には、株式の大規模買付提案に応じるべきかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきと考えています。

しかしながら、大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保持し続けることが困難であると予測されるなど、当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なう恐れのあるものや、当社グループの企業価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的に決定をされるために必要な情報が十分に提供されずに、大規模買付行為が行われる可能性も否定できません。

とりわけ当社グループは「有効性が高く、より副作用の少ないがん治療薬・治療法を一日も早くがんに苦しむ患者さんに届けること、がんとの闘いに勝つこと」を企業使命として掲げており、患者様の生命や健康に直結する事業を進めていることから、その経営においては高い倫理観とバイオテクノロジーに関する専門的な知識・ノウハウ等が要求されます。

このようなことから、当社は、大規模買付行為がなされた場合には、株主の皆様に提供される情報、検討機会を十分確保する方策が必要であると考えています。

(2) 基本方針の実現に資する取組み

当社の研究開発は、平成13年4月からの東京大学医科学研究所との共同研究により出発致しました。当該研究は、各がん種において特異的に発現する遺伝子を網羅的に解析することにより、創薬ターゲットとなるがん関連遺伝子及び遺伝子産物を単離することを目的としており、主に基礎研究領域に重点を置いたものとなっています。

その後、基礎研究の継続的な実施による進展とともに、当社グループの事業領域は、より医薬品の開発に近い創薬研究へと拡大しており、低分子医薬、がん特異的ペプチドワクチン、抗体医薬の各領域において、臨床応用を目指した創薬研究を実施しております。さらに、国内外において、各提携先製薬企業と共同で、または当社グループ独自で複数の臨床試験を実施しております。

このように、当社グループは「有効性が高く、より副作用の少ないがん治療薬・治療法を一日も早くがんに苦しむ患者さんに届けること、がんとの闘いに勝つこと」という企業使命の実現のため、日々研究開発を推進しています。当社グループは、これらの研究開発の進展こそが当社グループの企業価値向上の源泉であると考えています。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、上記基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、平成21年5月27日に取締役会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます）を導入することに関して決定を行い、平成21年6月26日開催の第8回定時株主総会において承認可決され、平成24年5月28日の取締役会において原施策に軽微な修正を施したうえで内容に大幅な変更無く継続導入することに関して決定を行い、平成24年6月27日開催の第11回定時株主総会において承認可決されております。

(ご参考)

本プランの有効期間は平成27年6月開催予定の第14回定時株主総会の終結の時までであり、当社は同定時株主総会において、大幅な変更を加えることなく本プランを継続することを株主の皆さまにお諮りする予定です。詳細は、招集通知に添付の株主総会参考書類をご参照ください。

(4) 上記取組みが基本方針に沿い、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものでないこと及びその理由

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。また、本プランは、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計されているものです。

① 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則

本プランは、上記に記載の通り、当社株式に対する大規模買付け等がなされた際に、当該大規模買付け等に応じるべきか否かを株主がご判断し、あるい

は当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

② 事前開示・株主意思の原則

本プランは、定時株主総会において株主の承認を得たうえで導入するものです。

また、株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることになります。従いまして、本プランの導入及び廃止には、株主の意思が十分反映される仕組みとなっています。

③ 必要性・相当性確保の原則

(i) 独立委員会による判断の重視と情報開示

本プランは、大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として独立委員会を設置します。独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社社外取締役、当社社外監査役または社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者またはこれらに準じる者）から選任される委員3名以上により構成されます。また、当社は、その判断の概要については株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

(ii) 合理的かつ客観的な発動要件の設定

本プランは、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(iii) デッドハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされています。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	16,236,599	流 動 負 債	338,137
現金及び預金	16,071,807	未 払 金	194,362
売 掛 金	11,791	前 受 金	84,059
原材料及び貯蔵品	22,000	未払法人税等	42,619
前 渡 金	38,877	そ の 他	17,095
そ の 他	92,123	固 定 負 債	206,710
		繰延税金負債	13,949
		資産除去債務	84,772
		そ の 他	107,988
固 定 資 産	371,838	負 債 合 計	544,848
有 形 固 定 資 産	254,392	(純資産の部)	
建 物	210,001	株 主 資 本	15,474,160
機 械 及 び 装 置	10,403	資 本 金	9,123,222
工具、器具及び備品	33,987	資 本 剰 余 金	12,088,444
無 形 固 定 資 産	52,208	利 益 剰 余 金	△5,737,506
特 許 権	44,316	その他の包括利益累計額	△9,724
ソ フ ト ウ ェ ア	7,819	為替換算調整勘定	△9,724
そ の 他	72	新 株 予 約 権	599,153
投資その他の資産	65,237		
投資有価証券	0		
長期前払費用	914		
差 入 保 証 金	64,322		
		純 資 産 合 計	16,063,589
資 産 合 計	16,608,437	負債及び純資産合計	16,608,437

(注) 注記事項は別記しております。

連結損益計算書

(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
事業収益		769,956
事業費用		
研究開発費	2,393,635	
販売費及び一般管理費	338,795	2,732,431
営業損失		1,962,474
営業外収益		
受取利息	9,024	
助成金収入	1,568	
還付加算金	8,172	
消費税差額金	15,944	
雑収入	472	35,182
営業外費用		
為替差損	11,651	
リース解約損	277	
その他	634	12,563
経常損失		1,939,855
特別利益		
負ののれん発生益	100,216	
受取和解金	160,375	
新株予約権戻入益	317,345	577,937
税金等調整前当期純損失		1,361,918
法人税、住民税及び事業税	20,218	
法人税等還付税額	△59,312	
法人税等調整額	△4,698	△43,791
少数株主損益調整前当期純損失		1,318,126
少数株主利益		16,763
当期純損失		1,334,890

(注) 注記事項は別記しております。

連結株主資本等変動計算書

(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当 期 首 残 高	9,082,678	12,047,900	△4,402,615	16,727,963
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行	40,543	40,543		81,087
当 期 純 損 失			△1,334,890	△1,334,890
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)				
当 変 動 額 合 計	40,543	40,543	△1,334,890	△1,253,803
当 期 末 残 高	9,123,222	12,088,444	△5,737,506	15,474,160

	その他の 包括利益 累計額 為替換算 調整勘定	新株予約権	少数株主 持分	純資産合計
当 期 首 残 高	△6,561	918,972	142,753	17,783,127
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				81,087
当 期 純 損 失				△1,334,890
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△3,163	△319,818	△142,753	△465,734
当 変 動 額 合 計	△3,163	△319,818	△142,753	△1,719,537
当 期 末 残 高	△9,724	599,153	—	16,063,589

(注) 注記事項は別記しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等
 - (1) 連結の範囲に関する事項
連結子会社…… 2 社
イムナス・ファーマ株式会社
Laboratoires OncoTherapy Science France
S. A. R. L.
 - (2) 持分法の適用に関する事項
 - (i) 持分法適用の関連会社…… 一社
 - (ii) 持分法を適用しない非連結子会社…… 1 社
株式会社免疫工学研究所
持分法を適用しない理由
持分法非適用会社は、当連結会計年度純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。
 - (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。
 - (4) 会計処理基準に関する事項
 - ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - (i) 有価証券
その他有価証券
時価のないもの 移動平均法による原価法
 - (ii) たな卸資産
評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
 - (a) 原材料 移動平均法による原価法
 - (b) 貯蔵品 最終仕入原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- (i) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～18年

機械及び装置 8年

工具、器具及び備品 3～15年

- (ii) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法
なお、特許権については8年、自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間（5年）で償却しております。

- (iii) 長期前払費用 定額法

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

④ その他連結計算書類作成の基本となる重要な事項

- (i) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

- (ii) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 連結貸借対照表注記

有形固定資産の減価償却累計額 898,529千円

3. 連結損益計算書注記

助成金収入

助成金収入の1,568千円の内訳は、中小企業知的財産活動支援事業費補助金1,318千円、雇用者特別奨励金250千円であります。

4. 連結株主資本等変動計算書注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	146,738,000	234,000	—	146,972,000

(変動事由の概要) 増加数の内訳は次のとおりであります。
新株予約権の権利行使による新株の発行による増加 234,000株

(2) 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

(3) 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権 の内訳 (株主総会の 決議年月日)	新株予約権 の目的と なる株式 の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			
			当連結会計 年度期首 株式数	当連結 会計年度 増加株式数	当連結 会計年度 減少株式数	当連結 会計年度末 株式数
提出会社 (親会社)	平成16年 6月29日	普通株式	195,000	—	195,000	—
	平成17年 6月29日	普通株式	1,450,500	—	660,000	790,500
	平成18年 6月27日	普通株式	609,500	—	29,500	580,000
	平成19年 6月28日	普通株式	692,500	—	162,500	530,000
	平成20年 6月27日	普通株式	1,135,000	—	484,500	650,500
	平成21年 6月26日	普通株式	1,155,000	—	375,000	780,000
	平成22年 6月25日	普通株式	1,045,000	—	380,000	665,000
	平成23年 6月29日	普通株式	1,065,000	—	396,000	669,000
合 計			7,347,500	—	2,682,500	4,665,000

(注1) 平成25年10月1日付で1株につき500株の株式分割を行っております。これにより、新株予約権の目的となる株式の数が増加しております。

(4) 配当に関する事項

① 配当金支払額

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的かつ安全性の高い金融商品等に限定する方針です。デリバティブは、利用しておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。また、営業債務である未払金は、ほとんどが1年以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

⑤ 信用リスクの集中

当連結会計年度の連結決算日現在における営業債権は複数の特定の大口顧客に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額 (*)	時価 (*)	差額
①現金及び預金	16,071,807	16,071,807	—
②売掛金	11,791	11,791	—
③差入保証金	64,322	62,880	△1,442
④未払金	(194,362)	(194,362)	—
⑤未払法人税等	(42,619)	(42,619)	—

(*)負債に計上されているものについては、()で示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

① 現金及び預金、及び② 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③ 差入保証金

これらの時価の算定は契約ごとに契約終了時期を合理的に算定し、その期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値を算定しております。

④ 未払金、及び⑤ 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内
現金及び預金	16,071,807
売掛金	11,791
合計	16,083,598

差入保証金については、返還期日を明確に把握できないため、償還予定額には含めておりません。

6. 賃貸等不動産に関する注記
該当事項はありません。
7. 1株当たり情報に関する注記
1株当たり純資産額 105円22銭
1株当たり当期純損失 9円9銭
8. 重要な後発事象に関する注記
該当事項はありません。
9. その他の注記
該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成27年5月15日

オンコセラピー・サイエンス株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 井上 隆司	⑩
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中島 達弥	⑩

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、オンコセラピー・サイエンス株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オンコセラーピー・サイエンス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	15,729,659	流 動 負 債	315,686
現金及び預金	15,565,127	未 払 金	187,969
売 掛 金	11,791	未 払 費 用	11,066
原材料及び貯蔵品	22,000	未払法人税等	26,604
前 渡 金	38,877	前 受 金	84,059
前 払 費 用	19,935	預 り 金	4,402
未収還付法人税等	1,966	そ の 他	1,582
そ の 他	69,959	固 定 負 債	206,710
		繰延税金負債	13,949
固 定 資 産	513,583	資産除去債務	84,772
有形固定資産	250,403	そ の 他	107,988
建 物	210,001	負 債 合 計	522,396
機械及び装置	10,327	純資産の部	
工具、器具及び備品	30,074	株 主 資 本	15,121,691
無形固定資産	52,208	資 本 金	9,123,222
特 許 権	44,316	資 本 剰 余 金	12,088,444
ソフトウェア	7,819	資 本 準 備 金	12,088,444
電話加入権	72	利 益 剰 余 金	△6,089,975
投資その他の資産	210,971	その他利益剰余金	△6,089,975
関係会社株式	100,000	圧縮記帳積立金	7,792
関係会社出資金	45,759	繰越利益剰余金	△6,097,767
長期前払費用	914	新 株 予 約 権	599,153
差入保証金	64,296	純 資 産 合 計	15,720,845
資 産 合 計	16,243,242	負債及び純資産合計	16,243,242

(注) 注記事項は別記しております。

損 益 計 算 書

(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
事 業 収 益		569,956
事 業 費 用		
研 究 開 発 費	2,365,571	
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	325,997	2,691,568
営 業 損 失		2,121,612
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	9,024	
助 成 金 収 入	1,568	
業 務 受 託 料	500	
還 付 加 算 金	332	11,425
営 業 外 費 用		
為 替 差 損	11,651	
リ ー ス 解 約 損	277	11,929
経 常 損 失		2,122,115
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	317,345	
受 取 和 解 金	160,375	477,720
特 別 損 失		
関 係 会 社 出 資 金 評 価 損	182,730	182,730
税 引 前 当 期 純 損 失		1,827,124
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	4,246	
法 人 税 等 調 整 額	△4,698	△451
当 期 純 損 失		1,826,673

(注) 注記事項は別記しております。

株主資本等変動計算書

(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資本金	資 本 剰余金	利益剰余金			株主資本 合 計
			その他利益剰余金		利益剰余 金 合 計	
		資 本 準備金	圧縮記帳 積 立 金	繰越利益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	9,082,678	12,047,900	10,534	△4,273,836	△4,263,302	16,867,277
当 期 変 動 額						
新株の発行	40,543	40,543				81,087
当期純損失				△1,826,673	△1,826,673	△1,826,673
圧縮記帳積立金の取崩し			△2,741	2,741	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計	40,543	40,543	△2,741	△1,823,931	△1,826,673	△1,745,585
当 期 末 残 高	9,123,222	12,088,444	7,792	△6,097,767	△6,089,975	15,121,691

	新 株 予約権	純資産 合 計
当 期 首 残 高	918,972	17,786,249
当 期 変 動 額		
新株の発行		81,087
当期純損失		△1,826,673
圧縮記帳積立金の取崩し		—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△319,818	△319,818
当 期 変 動 額 合 計	△319,818	△2,065,403
当 期 末 残 高	599,153	15,720,845

(注) 注記事項は別記しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

(i) 有価証券

(a) 子会社株式

移動平均法による原価法

(b) その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

(ii) たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(a) 原材料

移動平均法による原価法

(b) 貯蔵品

最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

(i) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～18年

機械及び装置 8年

工具、器具及び備品 3～15年

(ii) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法

なお、特許権については8年、自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間（5年）で償却しております。

(iii) 長期前払費用 定額法

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

(4) その他計算書類作成の基本となる重要な事項

(i) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(ii) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 801,555千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 142千円

3. 損益計算書注記

(1) 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引以外の取引（収入分） 500千円

(2) 助成金収入

助成金収入の1,568千円は、中小企業知的財産活動支援事業費補助金1,318千円、雇用者特別奨励金250千円であります。

4. 株主資本等変動計算書注記

自己株式に関する事項

該当事項はありません。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払事業税	7,400千円
未払事業所税	523
棚卸資産評価損	2,027
減価償却費	194
新株予約権	31,757
助成金収入	34,923
資産除去債務	27,415
関係会社出資金評価損	59,094
繰越欠損金	2,147,629
その他	10,164
繰延税金資産小計	2,321,131
評価性引当額	△2,321,131
繰延税金資産合計	—

(繰延税金負債)

除去費用（資産除去債務）	10,201
圧縮記帳積立金	3,747
繰延税金負債合計	13,949
繰延税金負債の純額	13,949

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

7. 1株当たり情報に関する注記
- | | |
|------------|---------|
| 1株当たり純資産額 | 102円89銭 |
| 1株当たり当期純損失 | 12円44銭 |
8. 重要な後発事象に関する注記
該当事項はありません。
9. 連結配当規制適用会社に関する注記
当社は連結配当規制の適用会社であります。
10. その他の注記
該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成27年5月15日

オンコセラピー・サイエンス株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井上	隆司	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中島	達弥	㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、オンコセラピー・サイエンス株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産および損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）及びその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月22日

オンコセラピー・サイエンス株式会社 監査役会

常勤監査役 中鶴 修一 ⑩

社外監査役 高木美也子 ⑩

社外監査役 田島 照久 ⑩

以 上

株 主 総 会 参 考 書 類

議案および参考事項

議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策 (買収防衛策)の継続導入の件

当社株式の大規模買付行為に関する対応策（以下、「本プラン」といいます。）につきまして、平成24年6月開催の定時株主総会にてご承認をいただいておりますが、その効力が平成27年6月開催の定時株主総会終結の時となっておりますので、その継続導入のご承認をお願いするものであります。

なお、社外監査役2名を含む当社監査役3名全員が、本プランは当社株式の大規模買付行為に関する対応策として相当と判断される旨の意見を表明しています。

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の 在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保、向上していくことを可能にするものであるべきと考えています。

当社は、金融商品取引所に株式を上場していることから、当社株式の取引は、株主、投資家の自由意思に委ねるのが原則であり、大規模買付行為がなされた場合においても、当社の企業価値・株主共同の利益の確保、向上に資するものである限り、これをすべて否定するものではありません。最終的には、株式の大規模買付提案に応じるべきかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきと考えています。

しかしながら、大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保持し続けることが困難であると予測されるなど、当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なう恐れのあるものや、当社グループの企業価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的に決定をされる

ために必要な情報が十分に提供されずに、大規模買付行為が行われる可能性も否定できません。

とりわけ当社グループは、「有効性が高く、より副作用の少ないがん治療薬・治療法を一日も早くがんに苦しむ患者さんに届けること、がんとの闘いに勝つこと」を企業使命として掲げており、患者様の生命や健康に直結する事業を進めていることから、その経営においては高い倫理観とバイオテクノロジーに関する専門的な知識・ノウハウ等が要求されます。

このようなことから、当社は、大規模買付行為がなされた場合には、株主の皆様提供される情報、検討機会を十分確保する方策が必要であると考えています。

Ⅱ. 基本方針の実現に資する取り組み

1. 企業価値向上への取り組み

当社の研究開発は、平成13年4月からの東京大学医科学研究所との共同研究により出発致しました。当該研究は、各がん種において特異的に発現する遺伝子を網羅的に解析することにより、創薬ターゲットとなるがん関連遺伝子及び遺伝子産物を単離することを目的としており、主に基礎研究領域に重点を置いたものとなっています。

その後、基礎研究の継続的な実施による進展とともに、当社グループの事業領域は、より医薬品の開発に近い創薬研究へと拡大しており、低分子医薬、がん特異的ペプチドワクチン、抗体医薬等の各領域において、臨床応用を目指した創薬研究を実施しております。さらに、国内外において、各提携先製薬企業と共同で、または当社グループ独自で複数の臨床試験を実施しております。

このように、当社グループは「有効性が高く、より副作用の少ないがん治療薬・治療法を一日も早くがんに苦しむ患者さんに届けること、がんとの闘いに勝つこと」という企業使命の実現のため、日々研究開発を推進しています。当社グループは、これらの研究開発の進展こそが当社グループの企業価値向上の源泉であると考えています。

2. コーポレート・ガバナンスについて

当社は、「有効性が高く、より副作用の少ないがん治療薬・治療法を一日も早くがんに苦しむ患者さんに届けること、がんとの闘いに勝つこと」を企業理念として、諸関連法規の遵守、及び迅速かつ正確な情報開示による透明性の確保がコーポレート・ガバナンスの重要な柱であるとの認識に基づき、企業経営を推進しています。

当社は、平成26年9月24日開催の臨時株主総会において、当社グループの経営体制の強化及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図る目的で、社外取締役を2名増員し、その結果、社外取締役は合計3名となり、取締役5名のうちの過半数を占めております。なお、当社定款の定めにおいて、取締役の員数は7名以下と定めております。

また、当社は監査役会制度を採用しており、取締役会は毎月1回以上開催し、法令及び定款、取締役会規程の定めるところにより、会社の経営に関する重要事項を決定しております。また、監査役は常に取り締役会に出席し、決裁書類の閲覧等を随時行っているほか、全部署の業務の計画的な監査を実施しております。

Ⅲ. 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組

1. 本プラン導入の目的

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として上記Ⅰ．に記載の基本方針に沿って導入されるものです。

基本方針に定めた通り、当社取締役会は、当社株式の大規模買付行為が行われようとする場合には、当該買付けが当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するものであるか否かを株主の皆様に適切に判断していただくために、買付者等及び当社からの双方から十分な情報が提供され、検討のための十分な期間が確保されることが不可欠であると考えます。

本プランは、当社株式の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主及び投資

家の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保することを目的としたものです。

なお、平成27年3月31日現在における当社大株主の状況は、別紙2「当社の大株主の株式保有状況」の通りです。また、公開会社であることから、株主の皆様の自由な意思に基づく取引等により当社株式を売買できることは勿論のこと、現時点の当社の大株主の多くは個人株主であり、個人の事情に基づき今後当社の株式を譲渡・処分し、流動性が大きく増す可能性も否定できません。その場合においては当社グループの企業価値・株主共同の利益を恣意的に毀損するような大規模買付行為が発生するおそれが増大すると考えられます。なお、当社は現時点において当社株式の大規模買付行為に係る提案を受けておりません。

2. 本プランの内容

本プランは、以下の通り、当社株式の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。対抗措置の発動等にあたっては、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規程（その概要については別紙1をご参照下さい。）に従い、当社社外取締役、当社社外監査役、または社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下、「独立委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重するとともに、株主及び投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

なお、本プラン継続導入時点での独立委員会の各委

員は決定しておりません。各委員が決定次第、株主の皆様に対して開示いたしますので、当該開示をご確認下さい。

(1) 本プランに係る手続き

① 対象となる大規模買付け等

本プランは以下の(a)または(b)に該当する当社株式の買付けまたはこれに類似する行為（但し、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を、以下、「大規模買付け等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付け等を行い、または行おうとする者（以下、「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

(a) 当社が発行者である株式(*1)について、保有者(*2)の株式保有割合(*3)が20%以上となる買付け

(b) 当社が発行者である株式(*4)について、公開買付け(*5)に係る株式の株式所有割合(*6)及びその特別関係者(*7)の株式所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

② 意向表明書の提出

買付者等におきましては、大規模買付け等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付け等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により提出していただきます。

具体的には、意向表明書には、以下の事項を記載していただきます。

(a) 買付者等の概要

(イ)氏名または名称及び住所または所在地

(ロ)代表者の役職及び氏名

(ハ)会社等の目的及び事業の内容

(ニ)大株主または大口出資者（所有株式または出資割合上位10名）の概要

(ホ)国内連絡先

(ヘ)設立準拠法

(b) 買付者等が現に保有する当社の株式の数、及び、意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株式の取引状況

(c) 買付者等が提案する大規模買付け等の概要（買付者等が大規模買付け等により取得を予定する当社の株式の種類及び数、並びに大規模買付け等の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付け等の後の当社の株式の第三者への譲渡等、または重要提案行為等(*8)その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

③ 本必要情報の提供

上記②の意向表明書をご提出いただいた後、買付者等には、以下の手順に従い、当社に対して大規模買付け等に対する株主及び投資家の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、意向表明書を提出していただいた日から10営業日(*9)（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した情報リストを上記②(a)(ホ)の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、情報リストに従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、情報リストに従い買付者等から提供された情報では、大規模買付け等の内容及び態様等に照らして、株主及び投資家の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

なお、大規模買付け等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として情報リストに含まれるものとします。

(a) 買付者等及びそのグループ（共同保有者(*10)、特別関係者及びファンドの場合は各組合

- 員その他の構成員を含みます。)の詳細(沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名及び職歴等を含みます。)
- (b) 大規模買付け等の目的(意向表明書において開示していただいた目的の詳細)、方法及び内容(経営参画の意思の有無、大規模買付け等の対価の種類及び金額、大規模買付け等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式の数及び買付け等を行った後における株式所有割合、大規模買付け等の方法の適法性を含みます。)
- (c) 大規模買付け等の対価の算定根拠(算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付け等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。)
- (d) 大規模買付け等の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。)
- (e) 大規模買付け等に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- (f) 買付者が既に保有する当社の株式に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め(以下、「担保契約等」といいます。)がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- (g) 買付者等が大規模買付け等において取得を予定する当社の株式に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式の数量等の当該合意の具体的内容
- (h) 大規模買付け等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配

当政策

(i) 大規模買付け等の後における当社の従業員、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針

(j) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付け等の提案がなされた事実については適切に開示し、その概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主及び投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、速やかに開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

④ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、その翌日を開始日として90日間を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定いたします。

但し、取締役会評価期間は、取締役会が合理的に必要な事由があると認める場合に限り、延長できるものとします（延長の期間は最大30日間とします。）。その場合は、延長期間及び当該延長期間が必要とされる具体的理由を買付者等に通知すると共に株主及び投資家の皆様に開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付け等の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付け等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様

に開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付け等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

⑤ 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記④の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家(投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるものとします。

なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の(a)または(b)に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

(a) 買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しない場合

買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しなかった場合、独立委員会は、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告する場合があります。

(b) 買付者等が本プランに規定する手続きを遵守した場合

買付者等が本プランに規定する手続きを遵守した場合には、独立委員会は、原則として、当該買付け等に対する対抗措置の発動を勧告することはいたしません。

但し、本プランに規定する手続きが遵守されている場合であっても、例えば以下イ. ～へ. に掲げる行為等が意図されており、当該買付け

等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、対抗措置の発動を勧告することがあります。

- イ. 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式を当社または当社関係者に引取らせる目的で当社の株式の取得を行っているまたは行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
- ロ. 当社の会社経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先または顧客等の当社または当社グループ会社の資産を当該買付者等またはそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式の取得を行っているとは判断される場合
- ハ. 当社の会社経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を当該買付者等またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式の取得を行っているとは判断される場合
- ニ. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは一時的配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式の高価売抜けをする目的で当社の株式の取得を行っているとは判断される場合
- ホ. 買付者等の提案する当社の株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式の買付け等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株式の売却を強

要するおそれがあると判断される場合

へ、買付者等による支配権の取得により、当社株主はもとより、企業価値の源泉である顧客、従業員その他の利害関係者の関係を破壊し、当社の企業価値・株主共同の利益の著しい毀損が予想されるなど、当社の企業価値・株主共同の利益の確保または向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合

⑥ 取締役会の決議

当社取締役会は、⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動または不発動の決議を行うものとしします。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

⑦ 対抗措置発動の停止

当社取締役会が上記⑥の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、買付者等が大規模買付け等を中止した場合や対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合等、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置発動の停止を行うものとしします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

⑧ 大規模買付け等の開始

買付者等は、本プランに規定する手続きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動または不発動の決議がなされるまでは大規模買付け等を開始することはできないものとしします。

(2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1)⑥に記載の決議に基づき発

動する対抗措置の一つとしては、新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行うことを想定しています。

但し、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが相当と判断される場合には当該その他の対抗措置を用いることもあります。

本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙 3「新株予約権無償割当ての概要」に記載の通りとします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、上記(1)⑦に記載の通り、対抗措置発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付け等を中止し、当社取締役会が上記(1)⑦に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

(3) 本プランの有効期間、廃止、変更及び修正

本プランの有効期間は、本定時株主総会において承認が得られた場合には、平成30年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

但し、当該有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で独立委

員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更する場合があります。当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

- *1 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。
- *2 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。
- *3 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下同じとします。
- *4 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下(b)において同じとします。
- *5 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。
- *6 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下同じとします。
- *7 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。
- *8 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。
- *9 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。
- *10 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。

3. 本プランの合理性

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。また、本プランは、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計されているものです。

(1) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則

本プランは、上記1. に記載の通り、当社株式に対する大規模買付け等がなされた際に、当該大規模買付け等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(2) 事前開示・株主意思の原則

本プランは、本定時株主総会において株主の皆様のご承認を得たうえで導入するものです。

また、上記2. (3)に記載した通り、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることになります。従いまして、本プランの導入及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

(3) 必要性・相当性確保の原則

① 独立委員会による判断の重視と情報開示

本プランは、上記2. (1)に記載の通り、大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として独立委員会を設置します。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独

立している、当社社外取締役、当社社外監査役または社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者またはこれらに準じる者）から選任される委員３名以上により構成されます。

また、当社は、その判断の概要については株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

② 合理的かつ客観的な発動要件の設定

本プランは、上記２．(1)に記載の通り、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

③ デッドハンド型の買収防衛策ではないこと

上記２．(3)に記載の通り、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされています。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

4. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本プランの導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその導入時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、前述の２．(1)に記載の通り、買付者等が本プランを遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意下さい。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予

約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。

このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

但し、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利または経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記2. (1)⑦に記載の手続き等に従い当社取締役会が発動した対抗措置発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性がある点にご留意下さい。

また、本新株予約権の行使または取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使または取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主の皆様が有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の
手続き

本新株予約権の割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要です。

また、当社が取得条項を付した新株予約権取得の手続をとる場合には、買付者等以外の株主の皆様におかれては、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する払込み等の手続は不要となります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示または通知を行いますので当該開示または通知の内容をご確認下さい。

別紙 1

独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、設置される。

2. 独立委員会委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、(1)当社社外取締役、(2)当社社外監査役または(3)社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、若しくは学識経験者またはこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、独立委員会委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。

3. 独立委員会の委員の任期は、選任のときから3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日または別途当該独立委員会委員と当社が合意した日までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。

4. 独立委員会は、当社代表取締役または各独立委員会委員が招集する。

5. 独立委員会の議長は、各独立委員会委員の互選により選定される。

6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。但し、独立委員会委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、原則として、当該独立委員会委員を除く独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。

7. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議のうえ決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。

- (1) 本プランに係る対抗措置の発動の是非
- (2) 本プランに係る対抗措置の停止
- (3) 本プランの廃止及び変更
- (4) その他本プランに関連して当社取締役会が
任意に独立委員会に諮問する事項

各独立委員会委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役または従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見または説明を求めることができる。

9. 独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

以上

別紙 2

当社の大株主の株式保有状況

1. 発行可能株式総数 385,000,000株
2. 発行済株式の総数 146,972,000株
3. 株主数 44,526名
4. 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
中 村 祐 輔	12,511,000株	8.51%
特定有価証券信託受託者 株 式 会 社 SMBC 信 託 銀 行	7,300,000株	4.96%
中 鶴 修 一	5,850,000株	3.98%
古 川 洋 一	5,250,000株	3.57%
株 式 会 社 SBI 証 券	3,585,700株	2.43%
荒 川 博 文	2,500,000株	1.70%
マネックス証券株式会社	1,564,751株	1.06%
野 村 證 券 株 式 会 社	1,402,900株	0.95%
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	1,353,000株	0.92%
田 中 徹	1,000,000株	0.68%

以上

別紙 3

新株予約権無償割当ての概要

1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下、「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

2. 割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。但し、当社が株式の分割または株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 本新株予約権の行使条件

(1) 特定大量保有者(*11)、(2) 特定大量保有者の共同保有者、(3) 特定大量買付者(*12)、(4) 特定大量買付者の特別関係者、若しくは(5) これら(1)から(4)までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、または、(6) これら(1)から(5)までに該当する者の関連者(*13)（これらの者を総称して、以下、「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引換えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

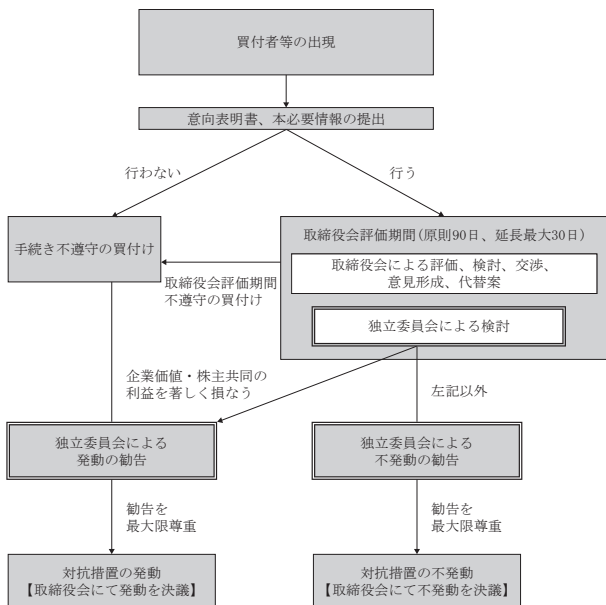
10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以上

- *11 当社が発行者である株式の保有者で、当該株式に係る株式保有割合が20%以上である者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。但し、その者が当社の株式を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。
- *12 公開買付けによって当社が発行者である株式（金融商品取引法第27条の2第1項に規定される株券等を意味するものとし、以下本注において同じとします。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等をいいます。以下本注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準じるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。）に係る株式の株式所有割合がその者の特別関係者の株式所有割合と合計して20%以上となる者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。但し、その者が当社の株式を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。
- *13 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。）をいいます。

(ご参考)
本プランの手続きに関する流れ



※本図は本プランの概要をわかりやすく表示したものです。具体的なプラン内容は本文をご参照ください。

以 上

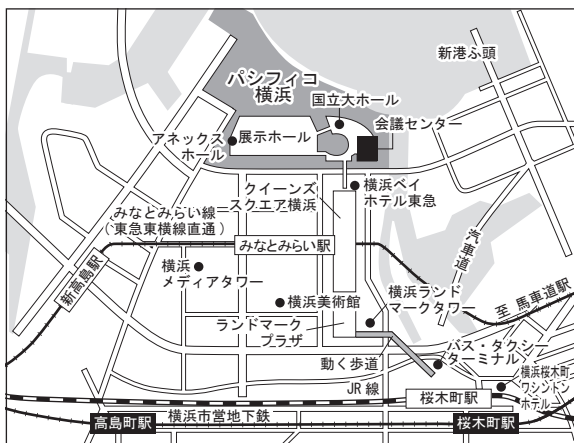
〈メ 毛 欄〉

[illegible]

〈メ 毛 欄〉

[illegible]

株主総会会場ご案内図



会場

横浜市西区みなとみらい一丁目1番1号
パシフィコ横浜
会議センター1階 メインホール

交通（みなとみらい駅、桜木町駅）

みなとみらい線をご利用の場合
(みなとみらい駅より徒歩3分)

「クイーンズスクエア方面」改札口を出て、左手奥にある、長い赤のエスカレーターを利用。さらに正面のエスカレーターへ乗り継ぎ左へ、「クイーンズスクエア横浜」の2階を通り抜け、陸橋を渡ります。エレベーターをご利用の方は、赤のエスカレーターの左にある、黄色のシースルーエレベーターを利用し、2階で下りて右へ進み、左折して「クイーンズスクエア横浜」を通り抜け、陸橋を渡ります。

JR線・市営地下鉄線をご利用の場合
 「桜木町駅」より徒歩12分、バス7分

(徒步)

JR桜木町駅改札口を出て、左手に進み、「動く歩道」を利用。そのままショッピングモール「ランドマークプラザ」、「クイーンズスクエア」を通り抜け、陸橋を渡ります。

(バス)

桜木町バスターミナル4番のりばより、市営バスにて「展示ホール」または「パシフィコ横浜」下車。

お願い

本株主総会のための専用駐車場は準備いたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

